

### 資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名  
株式会社三和電工社(福井県鯖江市二丁掛町第14号20番地)[1000005789]
2. 資格登録停止措置の期間  
令和8年3月26日 ~ 令和8年6月25日(3ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域  
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域  
地域2 東京支社が所掌する地域
4. 事実概要  
当該資格登録者の代表取締役は、福井県丹南土木事務所が発注した道路照明灯修繕業務の随意契約に関し、県職員から非公開の見積徴収業者の数および業者名を入手したとして、令和7年9月30日に官製談合防止法違反および公契約関係競売等妨害罪で起訴された。
5. 資格停止措置理由  
資格登録者である上記事業者の代表取締役が、官製談合防止法違反および公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第7号(公契約関係競売等妨害又は談合)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事・調査等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第9号に掲げる場合を除く。)  イ 代表役員等	全地域について  逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内

○問合せ先 中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)